



# 島根県報

平成21年12月11日（金）

第2,145号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

国定公園の公園事業の一部決定	（自然環境課）	2
国定公園の公園事業の一部変更	（　　　　　）	2
県立自然公園の公園事業の一部決定	（　　　　　）	2
県立自然公園の公園計画の一部変更	（　　　　　）	3
県立自然公園の公園事業の一部変更	（　　　　　）	3
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	4
介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	（　　　　　）	4
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障害者福祉課）	4

### 【公 告】

平成21年度島根県各種功労者の表彰	（秘書課）	4
平成22年島根県歯科技工士国家試験の実施	（医療対策課）	7
平成21年度クリーニング師試験の合格者	（薬事衛生課）	8
林業種苗法の規定による生産事業者の登録	（森林整備課）	8
開発行為に関する工事の完了（2件）	（都市計画課）	8

### 【特定調達公告】

新型インフルエンザ対策用個人防護具の購入に係る一般競争入札の実施	（薬事衛生課）	9
----------------------------------	---------	---

## 告 示

### 島根県告示第826号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第7条第4項の規定により、西中国山地国定公園の公園事業の一部を決定したので、同条第6項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

事業の位置を表示した図面は、掲載を省略し、島根県庁及び益田市役所に備えて縦覧に供する。

平成21年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業の名称	位 置
大神ヶ岳登山線道路（歩道）	起点 益田市（紙祖・車道分岐点）
	終点 益田市（匹見・赤谷山）
大神ヶ岳駐車場	益田市（大神ヶ岳）

### 島根県告示第827号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第7条第4項の規定により、西中国山地国定公園の公園事業の一部を変更したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

事業の変更の位置を表示した図面は、掲載を省略し、島根県庁並びに関係市役所及び町役場に備えて縦覧に供する。

平成21年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業の名称	位 置
奥匹見三の滝線道路（歩道）	起点 益田市（三の滝・歩道分岐点）
	終点 益田市（広見・歩道合流点）
裏匹見峡線道路（歩道）	起点 益田市（夫婦橋・歩道分岐点）
	終点 益田市（魚飛・歩道合流点）
	起点 益田市（鈴ヶ嶽下・歩道分岐点）
	終点 益田市（広見）
中国自然歩道線道路（歩道）	起点 益田市（元組・国定公園境界）
	終点 益田市（三の滝・歩道合流点）
	起点 益田市（下道川・国定公園境界）
	終点 益田市（萩原・国定公園境界）
	起点 益田市（ふれあい橋・国定公園境界）
	終点 益田市（裏匹見峡野営場）
	起点 鹿足郡津和野町（左鐙・国定公園境界）
	終点 益田市（伊源谷・国定公園境界）
終点 鹿足郡津和野町（香仙原・国定公園境界）	
安蔵寺山寂地峡線道路（歩道）	起点 鹿足郡吉賀町（上高尻・歩道分岐点）
	終点 益田市（広見・広島県境界）

### 島根県告示第828号

島根県立自然公園条例（昭和36年島根県条例第11号）第6条第1項の規定により、青野山県立自然公園の公園事業の一部を決定したので、同条第2項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

事業の位置を表示した図面は、掲載を省略し、島根県庁及び津和野町役場に備えて縦覧に供する。

平成21年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業の名称	位 置
奥山地倉峠線道路（歩道）	起点 鹿足郡津和野町（奥山・公園境界）
	終点 鹿足郡津和野町（直地・公園境界）
六地藏線道路（歩道）	起点 鹿足郡津和野町（笹山・青野河原笹山線）
	終点 鹿足郡津和野町（森村・公園境界）

### 島根県告示第829号

島根県立自然公園条例（昭和36年島根県条例第11号）第6条第3項において準用する同条第1項の規定により、青野山県立自然公園の公園計画の一部を変更したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

計画の変更の位置を表示した図面は、掲載を省略し、島根県庁及び津和野町役場に備えて縦覧に供する。

平成21年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 次の歩道を追加する。

路 線 名	区 間	主要経過地
奥山地倉峠線	起点 鹿足郡津和野町（奥山・公園境界）	地倉沼
	終点 鹿足郡津和野町（直地・公園境界）	
六地藏線	起点 鹿足郡津和野町（笹山・青野河原笹山線）	
	終点 鹿足郡津和野町（森村・公園境界）	

#### 2 次の歩道の区間を変更する。

路 線 名	変 更 前	変 更 後
地倉沼周回線	起点 鹿足郡津和野町（直地・公園境界）	起点 鹿足郡津和野町（直地・歩道分岐点）
	終点 鹿足郡津和野町（直地・歩道分岐点）	終点 鹿足郡津和野町（直地・歩道合流点）

### 島根県告示第830号

島根県立自然公園条例（昭和36年島根県条例第11号）第6条第3項において準用する同条第1項の規定により、青野山県立自然公園の公園事業の一部を変更したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

事業の変更の位置を表示した図面は、掲載を省略し、島根県庁及び津和野町役場に備えて縦覧に供する。

平成21年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業の名称	位 置
地倉沼周回線道路（歩道）	起点 鹿足郡津和野町（直地・歩道分岐点）
	終点 鹿足郡津和野町（直地・歩道分岐点）

## 島根県告示第831号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成21年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 愛宕会	訪問介護	清松園訪問介護事業所	隠岐郡隠岐の島町郡588番地	平成21年12月1日
	介護予防訪問介護			

## 島根県告示第832号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定により告示する。

平成21年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
医療法人祐和会	介護療養型医療施設	原田医院	松江市津田町313番地	平成21年12月1日

## 島根県告示第833号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成21年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
周藤 豊	神経内科	松江市立病院	松江市乃白町32	平成21年11月30日

## 公 告

平成21年度島根県各種功労者表彰を行ったので、島根県各種功労者表彰規程（昭和28年島根県告示第490号）第3条第2項の規定により公告する。

平成21年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

氏名又は名称	功 績 の 要 旨
中島 哲子	多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。
細田 由美子	多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。
槇野 静代	多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。
安井 和子	多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。
青江 幸人	多年高圧ガスによる災害事故防止に努め保安意識の高揚と安全管理の推進に寄与した。

池亀 貴	町長等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
石倉 東政子	村議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
今岡 一朗	市議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
伊輪 静夫	市収入役等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
岡田 昌平	町長等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
岡藤 英作	町議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
尾崎 順和	町副町長等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
加藤 滋夫	市議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
杖田 武秋	町議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
長島 良直	町議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
永田 秀夫	町議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
藤井 厚志	町収入役等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
松崎 勳	市議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
太田 幸生	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
小谷 日出光	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
野津 祐一	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
林 睦男	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
吉田 良枝	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
湖陵地区交通安全母の会	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
大森 仁子	多年商工会女性部活動を通じ女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
小原 美智子	多年婦人会活動を通じ女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
佐々木 安江	多年婦人会や女性部活動を通じ女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
滝川 千由子	多年人権教育活動を通じ女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
新田 高世	多年中小企業団体女性協議会等の活動を通じ女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
原 育子	多年女性の集い活動を通じ女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
山岡 公代	多年啓発活動や消費者との交流会を通じ消費者被害防止に寄与した。
池本 光政	多年人権教育の実践に努め人権尊重意識の啓発に寄与した。
森口 昌明	多年人権教育の実践に努め人権尊重意識の啓発に寄与した。
石野 眞	多年デザイン連盟運営委員長として芸術文化の振興に寄与した。
藤岡 大拙	多年郷土の文化財の調査研究や歴史文化の啓発に努め地域文化の振興に寄与した。
中村 俊郎	多年石見銀山遺跡の歴史文化等の調査研究と啓発に努め地域文化の振興に寄与した。
小早川 正彰	多年自然保護活動に取り組み地域における環境保全に寄与した。
島根自然保護協会	多年自然保護活動に取り組み地域における環境保全に寄与した。
佐藤 初美	多年美容業の健全な発展に努め保健衛生の向上に寄与した。
森本 福賢	多年配置販売業の健全な発展に努め保健衛生の向上に寄与した。
青木 恒次	多年地域住民の健康増進に努め保健医療の向上に寄与した。
隠岐の島町食生活改善推進協議会	多年行政と協力して地域住民の健康増進に努め地域保健の向上に寄与した。
松江市食生活改善推進協議会宍道支部	多年行政と協力して地域住民の健康増進に努め地域保健の向上に寄与した。
泉 基由	多年医薬分業の推進に努め保健医療の向上に寄与した。

大澤 優彦	多年地域歯科医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
川合 政恵	多年看護師の養成と看護の質的向上に努め保健医療の向上に寄与した。
永田 好典	多年地域歯科医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
福田 正彦	多年特定疾患の認定審査に携わり難病対策の発展に寄与した。
社団法人益田市医師会立 益田地域医療センター医 師会病院	多年地域医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
岩崎 圭子	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
荻野 晶子	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
高橋 紘紀	多年里親会の発展と里親の資質向上に努め子どもの健全育成と自立に寄与した。
山根 貞	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
杠 富雄	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
給食ボランティアグルー プひまわり会	多年地域住民の在宅福祉活動を展開し地域福祉の向上に寄与した。
点訳ボランティア楽点会	多年視覚障害者の点訳奉仕に努め障害者福祉の向上に寄与した。
江角 一夫	多年農業後継者の育成に努め地域の活性化と農業の振興に寄与した。
河野 昭子	多年農産加工組合の役員として安全安心な農産品加工に努め農業の振興に寄与した。
萬代 宣雄	多年農業協同組合の役員として農業の振興に寄与した。
廣山 勝秀	多年農業協同組合の役員として農業の振興に寄与した。
椋 明子	多年農業後継者の育成に努め地域の活性化と農業の振興に寄与した。
澤田 直明	多年林業経営の近代化と技術の普及啓発に努め林業の振興に寄与した。
月森 廣次	多年漁業協同組合の役員として水産業の振興に寄与した。
吉田 和夫	多年土地改良事業の推進に努め農業の振興に寄与した。
今咲 克己	多年商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した。
大谷 隆壽	多年商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した。
小澤 友三	多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。
金崎 芳男	多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。
成相 克道	多年商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した。
門脇 和也	多年ボランティアによる観光案内活動に携わり地域の活性化に寄与した。
荒田 勉	多年建設業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。
畑岡 重美	多年建築業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。
鏑木 篤	多年学校教育の充実と福祉教育の推進に努め教育行政の伸展に寄与した。
百合本 健夫	多年学校教育の充実と産業教育の推進に努め教育行政の伸展に寄与した。
福田 俊正	多年園児児童の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。
吉村 格	多年児童生徒の口腔衛生指導に努め学校歯科保健の向上に寄与した。
出雲国まほろばガイドの 会	多年ボランティアによる遺産・遺跡の案内活動を展開し文化財の保護に寄与した。
工道 文代	多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
白濱 八重子	多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
龍野 清閑	多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成21年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 試験期日

- (1) 学説試験 平成22年2月17日（水）午前9時から
- (2) 実地試験 平成22年2月18日（木）午前9時から

#### 2 試験場所

松江市南田町141番地9 島根県歯科技術専門学校

#### 3 試験科目

- (1) 学説試験  
歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、関係法規
- (2) 実地試験  
歯科技工実技

#### 4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成22年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成22年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

#### 5 受験手続

- (1) 受験願書の受付期間  
平成22年1月6日（水）から平成22年1月15日（金）まで（郵送による場合は、平成22年1月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。）
- (2) 受験願書の提出先  
〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県健康福祉部医療対策課
- (3) 提出書類  
ア 受験願書  
イ 受験資格を証明する書類  
⑦ 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書（平成22年3月31日までに卒業する見込みの者にあつては卒業見込証明書とし、卒業後直ちに卒業証明書を追加提出すること。）  
⑧ 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類  
⑨ 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類  
ウ 写真（出願前6月以内に脱帽で正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのものの裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載し、島根県が交付する写真票にはり付け、所定の事項を記入して提出すること。）

#### 6 試験手数料及び納入方法

試験手数料36,000円に相当する額の島根県収入証紙（消印しないこと。）を受験願書の所定の箇所にはり付けるこ

と。

7 その他

(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) 受験者は、試験当日、次のものを持参すること。

ア 受験票

イ 筆記用具

ウ その他受験票に記載のもの

(3) 合格者の発表は、平成22年3月18日（木）に島根県庁前の掲示場に掲示して行うほか、合格者には合格証書を交付する。

(4) 受験手続等について不明な点は、島根県健康福祉部医療対策課看護職員確保グループ（電話0852-22-5252）へ問い合わせること。

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により平成21年11月5日に実施した平成21年度クリーニング師試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成21年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1、2、3、6、7、11、14

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、生産事業者を次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成21年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木育成	
624	高橋 昭 簸川郡斐川町大字上直江 3527			○	○	高橋 昭 簸川郡斐川町大字直江町 2146-4

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

仁多郡奥出雲町亀嵩2204番2、2205番1の一部、2206番1の一部

面積 1,725平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

仁多郡奥出雲町横田1037番地



奥出雲町教育委員会  
教育長 安部 隆

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市飯島町字川尻1765番  
面積 1,063平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市飯島町1739番地  
古志野 賢治

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成21年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 調達案件

新型インフルエンザ対策用個人防護具33,790組

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成22年3月31日

(4) 納入場所

契約締結後、別途指示する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4 機械器具類」中分類「(1) 医療機器」又は大分類

「7 薬品類」中分類「(5) 衛生材料」に登録された者であること。

- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 本公告に示した調達案件を納入することができることを証明した者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町128番地（島根県庁東庁舎3階）

島根県健康福祉部薬事衛生課感染症グループ

電話0852-22-6532

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成21年12月11日から12月25日までの間、3(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して3(1)の問合せ先まで申し込むこと。

- (3) 入札説明会

実施しない。

- (4) 書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出すること。

- ア 提出期限

平成22年1月12日 午後5時

- イ 提出方法

持参又は郵送

- ウ 提出場所

3(1)の問合せ先

- (5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出すること。

- ア 提出期限

平成22年1月21日 午後1時30分

- イ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、平成22年1月21日午前11時までに到着していること。

- ウ 提出場所

平成22年1月21日午後1時15分までは3(1)の問合せ先とし、それ以降は3(6)イの場所とする。

- (6) 開札の日時及び場所

- ア 日時

平成22年1月21日 午後1時30分

- イ 場所

島根県庁東庁舎 4階 会議室

### 4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

なお、落札者の決定時には仮契約を締結するものとし、平成22年2月定例会の議決をもって本契約とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Personal Protective Equipment 33,790 set

(2) Delivery period :

31 March 2010

(3) Time-limit for Tender :

1:30 p.m. 21 January 2010 (Tenders submitted by mail : 11:00 a.m. 21 January 2010)

(4) Information regarding Tender :

Medical Affairs and Public Health Division Shimane Prefectural Government,

1 Tono-machi Matsue-shi Shimane-ken 690-8501, Tel 0852-22-6532